

令和6年(モ)第220号移送申立て事件(基本事件・令和5年(ワ)第2913号)

決 定

神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23-102号 レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ

5 申立人(基本事件被告) 宮 部 龍 彦

相手方(基本事件原告)

(以下「相手方個人」という。)

埼玉県熊谷市大字池上字稲荷前165番地2

10 相手方(基本事件原告) 部落解放同盟埼玉県連合会

(以下「相手方解放同盟」という。)

同代表者執行委員長 片 岡 明 幸

相手方ら代理人弁護士 山 本 志 都

主 文

15 本件移送申立てを却下する。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由

20 本件移送申立ての趣旨及び理由は、別紙「移送申立書」及び別紙「意見書」記載のとおりであり、これに対する相手方らの意見は、別紙「意見書(移送申立てについて)」(附属書類を除く。)記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断

1 基本事件の概要

25 基本事件は、相手方らが、申立人が相手方個人及び相手方解放同盟の構成員の居住地域を被差別部落と特定した複数の記事(以下「本件各記事」という。)をインターネット上に公開したことによって、相手方個人の差別されない権利やプライバシー権、相手方解放同盟の業務を円滑に遂行する権利がそれぞれ侵

害されたと主張して、申立人に対し、①人格権に基づく妨害排除請求及び妨害
予防請求として、本件各記事の削除及びその掲載等の差止めを求めるとともに、
②民法709条に基づき、相手方個人及び相手方解放同盟に対する損害賠償金
各330万円及びこれらに対する不法行為の後の日（訴状送達日の翌日）であ
る令和6年1月22日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損
害金の連帯支払を求める事案である。

2 検討

(1) 基本事件は、不法行為に基づく損害賠償債務の義務履行地（民事訴訟法5
条1号、民法484条1項）である相手方らの住所地及び所在地を管轄する
さいたま地方裁判所において審理されており、これまで第3回口頭弁論期日
まで終了している。

(2) 申立人は、基本事件の被告の普通裁判籍であること、また、基本事件が不
法行為に関する訴えであり、土地管轄の特別裁判籍である「不法行為があっ
た地」（民事訴訟法5条9号）は、本件各記事を配信するサーバーを設置し
ている申立人の住所地となることから、申立人の住所地を管轄する横浜地方
裁判所（相模原支部）に訴えを提起するのが原則であると主張する。

しかしながら、土地管轄について特別裁判籍が認められる場合にも、普通裁
判籍を優先するのが原則であるということとはできない。また、特別裁判籍であ
る「不法行為があった地」には、加害行為地だけでなく、損害発生地も含まれ
るのであり、本件各記事の受信地には相手方らの住所地及び所在地も含まれ
る。

本件において、基本事件の土地管轄は、さいたま地方裁判所にもあるのであ
って、必ずしも被告の住所地である横浜地方裁判所に訴訟を提起すべきであ
るとはいえない。

(3) また、申立人は、本人訴訟であることから、申立人の住所のある神奈川県
からさいたま地方裁判所まで出頭する必要があり、その出頭に要する費用・

時間、応訴の煩雑さや労力において過度の負担を強いられると主張する。

しかしながら、申立人の居住する神奈川県座間市とさいたま地方裁判所の所在するさいたま市浦和区は、ともに首都圏に所在し、公共交通機関を含め、多様な交通手段により、大きな金銭負担や時間を要することなく、出頭することが可能である。相手方は訴訟代理人を通じて訴訟を進行しているもの、訴訟代理人に訴訟追行を依頼することについては、申立人も自由に選択することができることからすれば、出頭の負担において、申立人と相手方らとの間に有意な差があるとはいえず、基本事件を横浜地方裁判所に移送しなければ、当事者間の衡平を害することとなるものとは認められない。

(4) したがって、基本事件を横浜地方裁判所に移送することについて、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために必要があると認めるときに該当するということとはできない。

申立人が主張するその余の事情は、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上によれば、申立人の民事訴訟法17条を理由とする横浜地方裁判所への移送の申立ては、理由がない。

令和6年10月23日

さいたま地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官

関根規夫



裁判官

竝木信明



裁判官

脊戸紗希

